

第3号議案①

高知県介護福祉士会会則一部改正新旧対照表

旧	新
<p>(会員)</p> <p>第 10 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。<u>但し、連続して 5 期（10 年）を超えて選任されることはできない。</u></p> <p>2 補充により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(会員)</p> <p>第 10 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。</p> <p>2 補充により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>